

伊丹市男女共同参画施策

市民オンボード報告

(平成 30(2018)年度事業内容)



男女共同参画

令和元(2019)年 11 月

伊丹市男女共同参画施策市民オンボード



伊丹市男女共同参画計画基本理念

「男女(一人ひとり)が対等な存在として個性や能力を発揮でき、
まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く」

伊丹市総合計画(第5次)の体系から

将来像 「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」

基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現

基本方針 2. 多様性を認め合う共生社会

基本施策 3) 男女共同参画の推進

日本国憲法第14条第1項

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

日本国憲法第24条第2項

「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」

男女共同参画社会基本法第3条

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」

第4次男女共同参画基本計画「第1部基本的な方針」から

「このため、第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」という。)では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」

「女性差別撤廃条約」第1条から

『『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」

(写)

令和元(2019)年 11 月 12 日

伊丹市長 藤 原 保 幸 様

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

西 尾 亜 希 子

中 田 亜 紀 子

星 野 郁 子

「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況に関して（報告）

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱」第 11 条の規定に基づき、平成 30(2018)年度における「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

伊丹市においては、本報告書を踏まえて「計画」の実現へ向けた一層の努力を要請します。

はじめに

今日の社会は年齢やジェンダーを問わず、働ける者が働かなければ生活を維持できなくなってきました。ライフスタイルや結婚観の変化もあり、世帯の個人化も急速に進んでいます。このような社会は「ポスト近代社会」と呼ばれ、「流動化、リスク化、不安定化、個人化、再帰化、グローバル化等の諸要素が近代社会よりもはるかに高まった社会」（本田 2010, 21）とされています。

そのような社会と市役所や関連機関の取り組みの関連について、子育て世帯に焦点をあててみますと、まず夫婦世帯の場合、「男は仕事、女は家庭」という高度経済成長期（1956～1970 年頃）に隆盛を見せた「専業主婦世帯」はバブル経済の崩壊（1991 年）とともに減少し、それに代わって共働き世帯が増えています。いいかえれば、30 年近くも前から過半数の既婚女性（妻）は家事や育児をしながら働いていたということになります。今日では、女性の間で、結婚や出産を機に一度離職すると、保育所に子どもを預けにくくなったり、非正規雇用になりやすく、生涯賃金も抑制されてしまうことが広く理解されるようになり、就業を継続する女性が増えています。男性（夫）の就業や賃金の不安定化への懸念もしばしば影響しています。

その他、今回の調査では、児童や高齢者に対する虐待、中高年のひきこもり、夫婦間介護、セクシュアリティによる困難など、冒頭で述べたポスト近代社会の特徴がしばしば確認されました。それだけに伊丹市役所および関連機関の職員の方々に求められる任務も多様化、複雑化していることを目の当たりにしました。

市民オンブードが調査した伊丹市役所および関連機関のさまざまな取り組みの中で、何が、どのような成果を挙げているのか、あるいはどのような課題が残っているのか、ここに報告をさせていただきます。

令和元(2019)年 11 月 12 日

中田亜紀子、西尾亜希子、星野郁子

目 次

体系表	1
-----	---

今年度の調査から（重点施策）

（１）防災について	2
（２）制服と校則について	4
（３）子育て中の共働き世帯が参加しやすい行事・事業について	8

基本目標別具体的施策についてのオンブード評価

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

【基本目標１】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	9
【基本目標２】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する	12

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

【基本目標３】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	12
【基本目標４】性差に配慮した健康施策を推進する	13
【基本目標５】困難を有する女性などに対する施策を推進する	15

III 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

【基本目標６】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	16
【基本目標７】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	19

IV 計画の着実な推進

【基本目標８】連携と協働により計画を推進する	19
------------------------	----

調査を終えて	21
--------	----

下記のホームページに計画施策別事業報告等について公開しておりますのでご参照ください。



(ホームページ)

体系表

★は重点項目

基本目標		施策の方向	
Ⅰ 性別に関わりなくともに活躍できるまち	1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	1 働く場における男女平等を推進する	★ ①男性中心型労働慣行等の見直しや女性の参画の必要性、仕事と生活の両立について啓発する
			②事業主に対し女性の登用や事業主行動計画の策定を支援する
			★ ③就業している・就業を希望する女性を支援する
			④性別に関係なく、生活の場における自立を支援する
			⑤家庭での性差に偏らない子育てを支援する
			⑥家庭での性差に偏らない介護を支援する
		3 地域社会における男女平等を推進する	★ ⑦地域活動・NPO・ボランティアなどの場において、それぞれの能力を生かした活躍を支援する
			⑧地域で活動する団体へ女性の参画や男女共同参画を啓発する
			⑨地域において性差に偏らない子育てや介護を支援する
	2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する		①審議会など意思決定の場を、性別に偏らない多様な意見交換の場とする
		★	②意思決定の場での発言の機会などを活用できる人材を育成する
Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつつげられるまち	3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める	①市民へ男女平等に関する啓発を行う
		2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる	★ ②ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育を支援する
			★ ③子どもを取り巻く大人への啓発を行う
	4 性差に配慮した健康施策を推進する	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する	①性・生殖に関する自己決定についての教育を行う
		2 性差にまつわる健康施策を推進する	②生涯を通じた健康支援を行う
			③妊娠・出産・産後に関する健康を支援する
			④自殺予防のための支援を行う
	5 困難を有する女性などに対する施策を推進する	1 ひとり親家庭に対する施策を推進する	①ひとり親家庭への支援を行う
		2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する	②障がい者・外国人に情報が届くよう支援する
			★ ③困難を有する女性への相談を実施する
		3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する	④だれもが自分の性を生きることができるよう市民への啓発を実施する
			⑤セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための社会づくりを行う
Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する	★ ①「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」を着実に実施する
			②「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」に基づいた若年層からのデート DV 防止の教育・啓発を実施する
		2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する	③ハラスメントの被害者に対する支援を実施する
			★ ④ハラスメント防止の啓発を行う
		3 性暴力を防止する	⑤性暴力・リベンジポルノ・ストーカー行為などへの防止について啓発する
			★ ⑥子どもへの性暴力の防止のために啓発する
	7 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する	①防災における政策・方針決定の場への性別による偏りをなくす
			②地域防災計画において男女共同参画に必要な施策を盛り込む
		2 災害時において女性に配慮した対策を充実する	③各種防災マニュアルに男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
			④避難所運営時において男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
		3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	⑤男女共同参画の拠点施設において災害に対する支援を行う
			⑥災害に携わる女性の割合を増やす
			★ ⑦災害時に必要な備えについて啓発する
			⑧職員に対し災害の取り組みにおける男女共同参画の視点の必要性を啓発する
Ⅳ 計画の着実な推進	8 連携と協働により計画を推進する	1 庁外と連携や協働により計画を推進する	★ ①市民や様々な団体などと連携・協働する
		2 庁内推進体制を充実する	★ ②事業主として「事業主行動計画」に基づく取組を実施する
			★ ③庁内の連携体制を強化する
			④計画の進捗状況を調査する
			⑤県や近隣自治体と連携する
		3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する	⑥男女共同参画の拠点機能の充実を図る

今年度の調査から (重点施策)

重点施策 1【防災について】

【防災会議の女性委員の比率について】

平成 29(2017)年度のオンブード報告において、審議会などに占める女性委員の役割について評価していますが、防災関連の委員会への女性割合が低く、対応の必要性を指摘しました。

今年度も、平成 30(2018)年度分計画施策別事業報告において、防災会議の女性委員の割合目標が 30%以上になっていますが、現実には 40 名中 3 名、7.5%で改善されていませんでした。

目標達成できない理由をヒアリングしたところ、防災会議の委員には、防災に関係する機関、日本赤十字社、社会福祉協議会などと伊丹市役所内では関係する各部の部長級が就くことになっており、伊丹市役所内各部部長に女性比率が低いため、委員の比率が上がらないということがわかりました。【危機管理室】

伊丹市役所内で、役職における男女共同参画が進んでいないのではないかと思います、確認をしました。

部長職の女性が少ないのは、この世代の女性が、結婚・出産や介護などの事情により仕事を辞めることが多かったため、部長登用される年代層の女性自体が少ないということが、大きく作用しているようです。また 10 年間職員の採用がなかった時期があり、そのひずみが出ているということでした。

委員構成が役職者に割り振られているための男女の比率のアンバランスは、他の委員会などでも起こっているかもしれません。将来、女性部長が増えれば、女性の割合も増えていくということでした。

部長職については男女の比率に差はあるようですが、現在は各種制度の整備・充実により仕事を辞める女性は少なくなっており、役職(課長職など)に就く職員が増えていることは評価できます。【人事課】

〔避難所運営について〕

平成 30(2018)年度は大阪府北部地震、台風 21 号の強風による被害、集中豪雨など災害の多い年でした。防災の必要性は年々高まっており、ヒアリングを行ないました。

防災会議における女性委員の割合は昨年度同様 30%を満たしておらず課題として残っています。この件については前述で取り上げています。

防災の中で大事な役割を果たす避難所は、平成 29(2017)年 3 月に完成した『避難所運営マニュアル』に基づいて、運営されます。こちらの避難所運営マニュアルですが、女性に対する配慮の記載があり、こちらは評価できます。

昨年度は台風の時に土砂災害による被害を避けるため避難所が開設されましたが、災害の規模と避難者数に鑑み、マニュアルをフル活用するような事態は起こりませんでした。

避難所は避難場所に指定された場所で市職員、学校(教育委員会)、自治会などとともに、市民の自発的参加によるボランティアで運営されます。その市民の地域防災力の担い手として、防災士育成事業を行っています。平成 30(2018)年度は、助成対象者に 2 名の女性がいたことは評価できます。

昨年度、ひょうご防災リーダー講座が伊丹市で開かれ、事業補助金の利用者にあつては、15 名の参加者がいました。防災士や防災リーダーが集まる会を持たれていることは評価できます。災害が起こった時に現地で防災士は地域防災力の担い手となることから、引き続き、防災ワークショップなどを通じて活用していただきたいと思います。

また、それぞれの避難所で、自治会や学校(教育委員会)などの協力のもと、運営をマニュアルに沿って行うのは、自治会などが機能している地域はうまくいくと思います。そうではない地域を洗い出し、対応を考える必要があるように思います。

そういう地域への啓発のためにも男女共同参画視点から啓発を行ってほしいです。

危機管理室の課自体のことですが、女性比率がとても少ないように感じました(女性職員 15 名中、2 名のうち 1 名は嘱託職員)。

女性職員が少ない理由として、人事的な部分と、現場対応が多く、災害対応後の帰宅が夜遅くになってしまうことがある点などが挙げられます。

ただ、今年の台風 19 号の夜間帰宅中に男性職員が死亡した事例ありますので、一概にそういうことも言いにくくなりつつあるのではないのでしょうか。【危機管理室】

重点施策 2【制服と校則について】

[セクシュアル・マイノリティと制服について]

いわゆる「性的マイノリティ」の間で自殺念慮の割合等が高いことがかねてより指摘されており、「自殺総合対策大綱―誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」(平成 29 年 7 月 25 日閣議決定)においても、学校における注意喚起を行っています。具体的には、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。文部科学省」(厚生労働省 2017, 15)としています。文部科学省は、それ以前からも「性的マイノリティ」の間で自殺念慮が高いことが報告されていることを受け、2015 年 4 月 30 日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校園での性の多様性への理解を求めています。その中で「悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものであることを」(文部科学省 2016 : はじめに)明記しています。(同通知は教職員向け手引き [パンフレット] の形式を取っており、インターネット上に PDF 化されているため、誰でも入手可能です。)その中で、望ましい「学校生活の各場面での支援について」、服装については「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」、髪型については「標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)」など、具体例を挙げています。

自らのセクシュアリティ(性的指向や性自認等、人の性のあり方全般のこと)に悩む子どもたちに寄り添うためにも、後述するように防寒対策としても、児童・生徒の希望に応じてスラックスを選択できるようにすることは合理的だと考えます。なぜなら、身体は「女性」であっても、精神的には「男性」のトランスジェンダー*の児童・生徒の場合、当該児童・生徒にとっては、生きる上で「精神面(あるいは心)」が重要であることは自明の理です。そのような「人間の尊厳」にかかわる重要な事がらを学校関係者に理解してもらえず、「(身体という)見た目」が「女性」だからという理由で、毎日スカートを履くことを強要されることは大変つらいことです。

この点について、市内の一部の学校で制服の変更に関わる変化の兆しがあると聞いており、当該児童・生徒および保護者のこれまでの心理的ストレスを考えると、大変歓迎すべきことです。スラックスの着用に限らず、子どもたちのセクシュアリティに配慮する動きが市内の学校園に広がり、子どもたちがのびのびと学校生活を送れるようになることを期待しています。【学校指導課】

注釈

*「性同一性障害(者)」ということばはかねてから問題視されていましたが、2019 年 5 月に世界保健機構(WHO)の総会で、「性同一性障害が『精神障害』の分類から除外され、『性の健康に関連する状態』という分類の中の『Gender Incongruence(性別不合)』に変更されることに」(Out Japan Co. Ltd.)になった。「これにより、出生時に割り当てられた性別への

違和が『病気』や『障害』ではないと宣言されることになった。」(同上)

参考文献

厚生労働省 (2017) 「自殺総合対策大綱―誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000172329.pdf> 2019 年 11 月 2 日アクセス。

文部科学省(2016) 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf 2019 年 10 月 6 日アクセス。

Out Japan Co. Ltd. (2019 年 5 月 27 日付) 「WHO が性同一性障害を「精神障害」の分類から除外しました」 https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolumn_news/news/2019/5/13.html 2019 年 11 月 2 日アクセス。

〔昨年度の報告をふまえて：中学校におけるコートやタイツの原則禁止について〕

私たち市民オンブードは、昨年度に取り組んだ『市民オンブード報告（平成 29（2017）年度事業報告書）』（平成 30（2018）年 11 月刊行）の中で、本市の公立中学校では、冬に基本的には生徒にコートやタイツを着用させておらず、個人の申し出があれば対応するというかたちをとっていることを問題視し、報告書にその理由について明記しました。問題視する理由は、（１）体を冷やすと、自律神経やホルモンバランスの乱れ、血行不良、免疫低下、集中力の低下等の原因になることが医学的に指摘されているため、（２）「個人の申し出があれば対応するというやり方」は学校園でよく見られる、教職員にとっては使い勝手のよい事実上の「校則」として機能する 경우가多く、看過できないためです。実際、生徒や保護者らの多くは「コートやタイツの着用は禁止されている」と理解しています。

しかし、そもそもなぜ冬場にコートやタイツを着用することを原則禁じる必要があるのでしょうか。昨年度の藤原市長や各部の部長らに対してオンブード報告を行った際に、市長も再三「理由を説明できないような校則は見直すべきだ」とおっしゃっており、このような校則は、今日、理由の説明がつかない、子どもたちを苦しめる理不尽な「ブラック校則」と捉えられ、社会問題になっていることは周知のとおりです。

そのため、今年度も学校指導課に対し、ヒアリングを実施しましたが、「各学校と校則について話し合う機会は増えたが、各校ともコートやタイツの着用を許可するまでには至っていない。校則の変更に関しては、生徒たちの自主性を重んじて、生徒たちが決め、必要だから守るという姿勢を尊重したい」という内容の回答を得ました。確かに、他の校則であれば、そのような対応も考えられるでしょう。しかし、コートやタイツの着用禁止に関わる校則については、（１）そもそも子どもたちの健康を害するという意味で非常に問題があり、（２）この校則を設けたのは学校側であるということからも、学校側が速やかに撤廃する責任を負っていると考えます。昨年度のオンブード報告を行ってから、すでに一年が経過しています。その間、子どもたちは、冬場に寒さに凍えていたことになります。子どもたちの健康を最優先に考えるのは、学校の務めであり、学校側こそ、子どもたちに対してむしろコートやタイツを着用し、体を冷やさないように積極的に指導すべきではないでしょうか。

ヒアリングの中で「タイツは子どもたちが履きたがらないので」ということばもありました。しかし、それは校則によって誰も履いていないことが常態化してしまい、「一人だけ目立ちたくない」、「かっこう悪い」という心理が働いている可能性が考えられます。まずは、タイツ原則禁止をやめ、子どもたちが主体的に「履くか履かないか」を決められる状態を作ることでしょう。コートの着用についても同様だと考えます。

最後に校則の意義に対する疑義を指摘する報告書などを紹介し、学校関係者に一考を願いたい旨、記しておきます。学校関係者の中では校則を設けることで、子どもたちの間で「規律を守る」、「統一性や協調性を重んじる」心が育まれると考え、肯定的に捉え

ているようですが、30 年以上前から子どもたちの自主性を損なうなど負の面があることを指摘する論文（加治佐 1989 等）が存在します。また、日本弁護士連合会は校則のあり方が「子どもの権利条約」に違反する可能性を指摘していますし（日本弁護士連合会 2009）、最近では岐阜県教育委員会が「憲法や子どもの権利条約、教育基本法に違反する」校則が存在することを認め、子どもたちの生活を必要以上に制限する校則を撤廃する方向にあります（朝日新聞デジタル 2019 年 11 月 6 日）。

伊丹市においても、不要な校則は撤廃し、「校則ありき」の状態から脱することによって、子どもたちの心身の健康を守ることにも可能になるでしょうし、「必要な校則なら守る」という主体性も育くむことができるでしょう。さらに、校則については、要・不要の観点からのみならず、男女共同参画やジェンダーの観点からも問題がないか見直しし、改善に務めていただくよう要望します。【学校指導課】

参考文献

朝日新聞デジタル（2019 年 11 月 6 日）「ブラック校則、県立高の 9 割以上に 岐阜で廃止の動き」<https://www.asahi.com/articles/ASMBY366YMBYOHGB001.html> 2019 年 11 月 6 日アクセス。

加治佐哲也他（1989）「中学校・高等学校の校則に関する調査」宮崎女子短期大学『宮崎女子短期大学紀要』15 号，119-143 頁。

日本弁護士連合会（2009）『子どもの権利条約に基づく第 3 回日本政府報告及び武力紛争における子ども・子ども売買 各選択議定書第 1 回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書』

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_3_ja.pdf 2019 年 11 月 6 日アクセス。

重点施策3【子育て中の共働き世帯が参加しやすい行事・事業について】

【学校などの行事について】

平日に開催される学校行事の一例として、小学校の入学説明会と家庭教育学級(腹話術を用いて入学後の生活を教育する)があります。

中学生になる前の小学校6年生が体験するオープンジュニアハイスクールでは、国語、理科、英語、体育など模擬授業を受けられたり、中学校の先生が各小学校に来てくださり出前講座をされているということを知り、おもしろい試みをされていると思いました。小学校入学前の未就学児に行う入学説明会については、学校により違いはあるかと思いますが、実際に参加してみて、子どもたちは小学生と交流し、入学する小学校の雰囲気を味わえて楽しそうに過ごした一方、保護者に対しては配布した資料を読みあげるだけで時間が無駄と感じる部分もありました。

家庭教育学級については、内容の満足度の調査をされており、かつ満足度が高いということがヒアリングした際に判明しましたが、子どもたちが興味を持って小学生になる心得を聞くことができる一方で、学校の規模にもよりますが、冬の寒い体育館で長時間上演されていますので、冷えから来る体調の心配もあります。小学校や中学校の入学説明会に来る保護者の中には入学に関して期待と不安があり、入学説明会に仕事を休んでまで来ている人もいます。入学説明会や家庭教育学級以外の行事・事業などでも言えることですが、共働き世帯*が増えつつある今、さまざまな事情を持った保護者や子どもたちが効率的で充実した時間が過ごせるように、これらの内容について今一度精査と、効率化に向けて検討していただきたいです。

【市内小中学校】【社会教育課】

注釈

*伊丹市内の保育施設の数は、平成27年度は利用児童者数が2,579人だったのに対し、平成30年度は利用児童者数が3,122人とのデータもあります。これは夫婦共働きの世帯が増えていると考えられます。

参考資料

内閣府 男女共同参画白書(2019)

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-03-04.html 2019年11月5日アクセス。

基本目標別
具体的施策についての
オンブード評価

I 性別にかかわらずなくともに活躍できるまち

【基本目標1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する→重点施策3を参照

【チャレンジ相談について】

伊丹市のチャレンジ相談は平成30(2018)年度は12回開催で29名参加とのことでした。近隣他市の状況を調べていただきましたが、近隣他市のチャレンジ相談と比べても伊丹市が少し多いくらいでした。良い事業ですので、もっと周知して多くの人に相談しにきてもらえるようにしていただきたいです。【同和・人権推進課】

【パネル展について】

国が決めた6月23日～6月29日の男女共同参画週間に合わせて開催されるパネル展では、表彰されたワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の紹介や男女共同参画川柳の入賞作品を展示したり、11月12日～11月25日までの女性に対する暴力をなくす週間に合わせてDV防止啓発パネルを展示するのはよい取り組みだと思います。展示場所は市役所の中央出入口といった来場者が多い場所になっており、多くの人の目に触れるように工夫がされているのは評価できます。しかし、パネルを見た人たちが、どのような意見や感想を持たれているのか把握できていないようです。担当課にヒアリングしたところ、「今後は意見箱の設置や感想を聞く場の提供を検討している」とのことでした。ぜひ市民の声を聞いていただいて、次のパネル展に活かせるようにしていただきたいです。【同和・人権推進課】

【子育てコンシェルジュについて】

子育て支援センターに来る方は、子どもを遊ばせるためだけではなく、就業や子どものことについて相談したい方もいるかと思います。そういった方のために「子育てコンシェルジュ」を配置し、子育てについてなど気軽に専門的な相談ができるようになったということは評価できます。

「利用者支援事業の活動を広げるにあたり、子育てコンシェルジュの人員数が不足気味となっている」とニーズもあるようですので、今後も様々な悩みを持つ保護者のために情報提供をおこなっていただきたいです。【子育て支援課】

[地域包括支援センターへヒアリングをして]

2カ所の地域包括支援センターの担当職員の方々から、伊丹市の介護現場の現状についてお話を伺いました。

昨年度のオンブード報告作成の際、社会福祉協議会の協力を得て、市内9カ所の地域包括支援センターに介護についてのアンケートをとりました。また、平成29(2017)年2月1日～4月15日に実施された在宅介護実態調査(643件)その結果から、介護者(介護する人)の3人のうちの1人が男性であることが分かりました。固定的性別役割分担意識の強い伊丹市(平成27(2015)年度市民意識調査より)では、家事・育児・介護を女性が担うことが多く、それが女性の社会進出を遅らせている要因になると思っていました。そのため、介護者の3人のうちの1人が男性であるということは驚きました。そこで今年度は、地域包括支援センターで、職員の方の声を聴きました。

[夫婦世帯の問題点]

一例ですが、夫婦世帯で妻に介護が必要となった時、夫が主たる介護者になります。60～80歳代の夫は家事・育児・介護は女性の役割としてきた世代です。そのため、ヘルパーやデイサービスなど介護保険に頼る方が多くいらっしゃるようです。

このような介護者の場合は、専門家の支援が入るので、介護に関しては意外とうまくいく場合が多いのですが、介護者本人の食事・洗濯・掃除といった家事も人に頼らざるを得なくなります。

また、今まで家事・育児・介護を妻に任せてきたが介護をする立場になると、介護を仕事のようにきちんとこなしていく男性介護者が少なからずおられるということを伺いました。仕事のようにこなすタイプの介護者の場合、完璧にしようとする思いと、思い通りにならない妻(被介護者)がストレスとなり、知らない間に虐待につながったりすることがまれにあるようです。例えば、手間暇かけて作ったご飯を食べてもらえない場合に、食べるよう脅す、食べなかったことを責め、時には暴力をふるってしまうなどもあるようです。

女性に限らず日常的に家事・育児をやってきた人は、良い意味での『手抜き』の方法や思い通りにいかない場合の対処が分かっており、虐待などにつながることは少ないようです。

介護を完璧にこなそうとする介護者の場合は、自分から関係機関に問い合わせたり、本やインターネットなどで調べたりしながら対応することが多いようです。必要とされるのは、①介護者に緊急なことが起きた時の対処法の周知や、②認知症の症状がよく分からずそれが虐待などを招くことがあるので、認知症患者への対処法についての講座、③孤立しがちな介護者の居場所作りや自分の思いを話せるような介護者の会や講座であると思いました。

昨年度は平成30(2018)年10月15日号広報の介護保険特集号「知って安心、伊丹市の認知症支援」が配布されています。また、8月12日(日)「キッズケアいたみ」を開催し、子どもに介護の理解を深める取り組みをされています。3月16日(土)には「認知症フォーラム」を開催、これらの講座は介護現場のニーズに合わせていて、大変良いと思います。特に

若い世代への介護の啓発はとても大切だと思いますので、「キッズケアいたみ」開催は高く評価します。【介護保険課】 【地域・高年福祉課】

〔高齢の親が子どもの世話をしている場合の問題点〕

高齢者の介護が必要になり地域包括支援センターの職員が訪問した場合、親世代だけではなく、同居の子どものひきこもりがいることがわかり、そちらのケアも必要になることが増えているそうです。(8050、9060 問題*)

ひきこもった子ども世代は、①若い頃からのひきこもり、②障害のある場合のひきこもり、③離婚・離職などで実家に帰り、親に養ってもらうことを契機としたひきこもりなど、それぞれ事情が異なります。親世代の介護の問題よりも子世代のひきこもりの方が問題になる場合が多いようです。身体障害、知的障害などで障害の程度の重い方は、障害者手帳をもらうことで、社会とつながることができですが軽度の発達障害で、十分な支援を受ける機会がなかった(もしくは福祉サービス等の利用の必要性が分からなかった)などの場合、ひきこもりになり、家族で世話をせざるを得なくなり、親世代が介護を受けなければならない時に子どもの世話を続けることができず、ひきこもりが大きく問題となったのです。

子どもに何らかの障害がある場合、速やかに関係各機関につなげていくことが必要だと思います。また、障害がなくて、何らかの挫折でひきこもった方たちの場合、男は強くあるべき、稼ぐべき、一家を養わなければならないなど、性別役割分担の意識が強いプレッシャーにつながったりすると思うので、ひきこもりの方への支援とともに、男女共同参画の推進は大切だと思います。【自立相談課】 【介護保険課】 【障害福祉課】

注釈

*8050 問題(ハチマルゴーマルもんだい、はちじゅうごじゅうもんだい)、さらには 9060 問題(キューマルゴーマルもんだい、きゅうじゅうろくじゅうもんだい)が社会的問題として注目を浴びています。例えば、前者は「80」代の親が「50」代のこどもの生活を支えるという問題ということを意味しています。内閣府が公表した調査(平成 30(2018)年度版『子供・若者白書』)によると、16～39 歳の引きこもり当事者は全国に約 54 万人いると推計されていますが、40 歳以上に関しては調査から外れており、40 歳以上の引きこもり当事者の数を合わせると推計 100 万人以上にのぼるのではないかとされています。

【基本目標 2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する→重点施策 1 を参照

Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

【基本目標 3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める→重点施策 2 を参照

【セクシュアル・マイノリティ教材について】

小学校における人権学習として、児童らが多様化する社会についての理解を深めることを目的に、性の多様性、性的指向、性的自認等に関する教材と、教員向け指導案を作成され、平成 30 年度より市内の全小学校および中学校で授業を実施されています。このような授業を実施している自治体は全国的に見ても数少なく、画期的な取り組みですし、大いに評価できます。

一方で、実際に開発された 1～4 年生用の副教材の内容を確認しましたが、一部、指導案を相当読み込まなければ、使用の仕方がわからない、かなり使いにくい内容になっています。教員がジェンダー問題に敏感では無い、対象児童がジェンダー（この場合、「男らしさ、女らしさ」の問題点）についてほとんど学んでいない状態であろうことを考えると、誰でも容易に教材の内容を理解できるものに改善する必要があるように思います。

学校生活の中で「当然」、「自然」、「当たり前」とされている慣習（係や当番の決め方や校則など）や教材にジェンダー問題が隠れていること、すなわち「隠れたカリキュラム」の問題がまだ残っています。ジェンダー問題に関する研修や講座を通じて、そのような問題に敏感になる力を養い、改善に努めていただければと思います。【人権教育室】

【女性の人権啓発への取り組み】

伊丹市広報において、「シリーズ人権尊重のまちづくり」で「女性の人権」についてのコラムを、10 月 1 日号、11 月 1 日号、12 月 1 日号と 3 回にわたり掲載したことはたいへん評価できます。12 月 4 日～10 日の人権週間に合わせての特集であったと思いますが、11 月中の行われた「女性の人権」を扱った種々の講座やイベントとの相乗効果が期待できたように思います。【同和・人権推進課】

【基本目標 4】性差に配慮した健康施策を推進する→重点施策 2 を参照

[母子手帳の交付について]

平成 30(2018)年度より保健センターで母子手帳を交付する際に、必ず助産師や看護師、保健師など専門職の方が面談して出産や子育てに関する不安や悩みの把握し、情報提供や相談に対応しているとのことでした。平成 30(2018)年度母子健康手帳の新規交付は 1,719 件ということでしたので時間と人手がかかるかと思いますが、素晴らしい取り組みですのでぜひ継続していただきたいです。

また、父親向け小冊子の配布も平成 30(2018)年度から開始されたとのことでした。「子育ては母親がおこなうもの」という意識は社会全体から見ても薄れてきていますが、具体的にどういう行動をしたらいいか迷う父親も多いかもしれません。小冊子の配布はよい取り組みだと思いますので、こちらも継続していただきたいです。【健康政策課】

[乳幼児健診について]

乳幼児健診について、度々市民オンブード報告で取り上げられていますが、今回は乳幼児健診の会場についてヒアリングしました。

保健センターはアクセスが悪いので「交通アクセスの良い場所や 2 か所に分けるなどして乳幼児健診をおこなうのはどうでしょう」と聞いてみました。

「市内他施設の検討をしましたが、従来の市民活動を優先するので決まった日程で部屋を確保するのが難しいです。また健診をおこなうには、安全性や受診しやすい導線が確保でき、一定の広さと部屋数を備えた会場が必要で、保健センター以外にそれに見合った会場の確保が困難です。」とのことで、なかなか条件が整う場所がない実態がヒアリングを通じてわかりました。

乳幼児健診についてはいろいろと市民からの意見もあるかと思いますが、物理的な難しさも理解できます。プレイスペースで保育ボランティアに入ってもらいようになり、兄弟がいても受診しやすくなったり、EPDS 導入(平成 30(2018)年度オンブード報告 P50)など、市民サービスの改善を随時されておりますので、今後でもできるところからの改善を期待いたします。【健康政策課】

[24 時間健康医療相談ダイヤル]

『いたみ健康・医療相談ダイヤル 24』が平成 20(2008)年度から継続され、平成 30(2018)年度にステッカーを全戸配布し、市民に周知したとのことでした。これをするによって、健康と介護と子育てやメンタルに関する悩みが気軽に相談できることになりました。実績として平成 29(2017)年度は 17,358 件の電話があり、ステッカー配付後の平成 30(2018)年度は 20,966 件と増加していたので、市民に広く周知してもらっているのではないのでしょうか。

さらに自殺予防対策の計画を策定され、平成 30(2018)年 11 月に自殺予防の要である、ゲ

ートキーパー研修を実施されたのも高く評価できます。【健康政策課】

〔性・生殖に関する自己決定についての教育を行う〕

日本教育協会(2019)『「若者の性」白書 第8回青少年の性行動全国調査報告(2017)』によると、調査対象となった全国の中学生4,449人、高校生4,282人中、性交の経験を持つ中学生は女子で4.5%、男子で3.7%、高校生は女子で19.3%、男子で13.6%でした。中高生のいずれにしても女子の方が性交の経験率が高いこと、高校になると男女ともに経験率が急に高くなることがわかります。

インターネットが普及し、JK(女子高校生)ビジネスやJC(女子中学生)ビジネスも広がった今日、十分な性教育を行わなければ、かえって子どもたちは退学のリスク、ジェンダーに基づく暴力のリスク、中絶のリスク、妊娠・出産における母子の健康のリスク、未婚や離婚によるシングルマザー化による貧困のリスクなど様々なリスクに直面する可能性があります。UNESCO(2018)や社会的排除リスク調査チーム 内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官(経済社会システム担当)(2012)もこれらのリスクについて指摘しています。

このようなリスクを考慮してか、保健体育課では、性交や避妊などについても教えており、大いに評価できます。性教育の実施やその内容のあり方については常に賛否両論がありますが、その必要性について教員間はいうまでもなく、子どもたちや保護者にも丁寧に説明し、子どもたちには必要と思われる内容をしっかり教えていただきたいと思います。

【保健体育課】

参考文献

社会的排除リスク調査チーム 内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官(経済社会システム担当)(2012)「社会的排除にいたるプロセス：若年ケース・スタディから見る排除の過程」<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002kvtw-att/2r9852000002kw5m.pdf> 2019年10月6日アクセス

日本性教育協会「付表 主要な性行動経験率」「青少年の性行動調査 第8回(2017)」<https://www.jase.faje.or.jp/jigyo/youth.html> 2019年10月6日アクセス

UNESCO ‘UN urges Comprehensive Approach to Sexuality Education’ 2018年1月10日 <https://en.unesco.org/news/urges-comprehensive-approach-sexuality-education> 2019年10月7日

【基本目標 5】 困難を有する女性などに対する施策を推進する

〔困難を有する女性への相談を実施する〕

困難を有する女性からの相談の中で、離婚前相談が多いとの話も聞きました。離婚前に手当や支援のことを伝えておくと、その後の支援もしやすくなります。窓口に来ている人だけでなく、悩んでいる方たちにも相談に来てもらえるように、庁内でも連携して周知していただきたいです。

ひとり親家庭が自立していくための支援に、高等職業訓練促進給付金等事業(学費と生活費給付)、自立支援教育訓練給付金事業(受講費用の最大 6 割給付)、自立支援プログラム策定事業などがあります。

ひとり親世帯は非正規労働に従事する割合が高く、経済的に困窮するケースが多くなっています。正規に就職するためや、より良い職業に就くために、資格を取るための学費や学んでいる間の生活費を支給してもらえる支援事業です。

平成 30(2018)年度は高等職業訓練促進給付金等事業 21 件、自立支援教育訓練給付金事業 6 件、自立支援プログラム策定事業 4 件実施されています。これらの事業はハローワークと連帯しています。

こども福祉課は、これらの事業を、ひとり親家庭の親が、相談や児童扶養手当(年 1 回)の手続きに窓口に来られた時に口頭で伝え、チラシなどで周知するようにしていますが、これは評価できます。

問題点もあり、たとえば看護師免許などの学校へ行きたい場合、本人が受験をし、合格してから手続きをするので、子育てをしながら試験勉強をしなければならない事、正看護師の場合は 3 年かかりますが、その間の生活費の支援が充分とはいえないなどです。シングルマザーにとってハードルの高い事業だと思いますが、経済的自立のためには大変良い事業だと思いますので、今まで同様周知していただきたいと思います。

また、春先に子どもたちの進学のための資金を借りたりするひとり親世帯への貸付金を県がしており、利息は付きませんが、返済が必要です。伊丹市は申請の受付をしています。返済不要な給付金制度があればよいと思いました。【こども福祉課】

Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

【基本目標 6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する

[第 3 期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画について]

今年度の話になりますが、伊丹市は「第 3 期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定に取りかかっています。それに先立ち、市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課が中心となって、被害者支援の第一線で活躍する専門家を厳選し、男女共同参画審議会委員として迎えており、その姿勢に、本気で配偶者等からの暴力(以下、「DV」と呼ぶ)対策基本計画を策定し、被害者支援体制を強固なものにしようとする意気込みを感じることができます。令和 2(2020)年には伊丹市立男女共同参画センターが開設され、市民向けの DV 対策講座もこれまで以上に活発に実施されることを期待しています。その際には自助グループが被害者のエンパワーメントにつながることから、その取り組みに力を入れていただきたいと思います。同時に、事前対策、言い換えれば予防策に力を入れていただきたいです。具体的には、市民対象の DV 防止セミナーの実施が考えられますが、その他にも DV 被害者に該当していないかを簡単にチェックできるチェックシートの配布が効果的かもしれません。

【同和・人権推進課】

[デート DV 防止、性暴力防止教育について]

昨年度の新たな取り組みとして、学校関係者や保護者に対して、DV 防止のために積極的に活動されたことは大いに評価できます。例えば、同和・人権推進課が中心となって、市内の小中学校の教職員対象にデート DV やリベンジポルノ対策を盛り込んだ DV 防止セミナーを開催したり、緑丘小学校の PTA の保護者向けに、デート DV を防ぐためのコミュニケーションスキルや対等な関係を構築する方法などについて講座を実施されたりしたことが挙げられます。

また、上記以外にも、生活支援室(生活保護担当課)に対して DV 防止研修を実施し、DV を早期に発見する方法や相談を受けた際の対処法について啓発を行うなどされており、DV 防止について広く周知しようと努力されていることがわかります。

他方で、学校を通じての児童・生徒に対する直接的なデート DV 防止教育や性暴力防止教育については、まだ十分実施されていないように思います。例えば、早期からのデート DV 防止教育は、その後の DV 防止という意味でも大変意義深いですし、親等の間で面前で行われる DV の問題性に気づき、被害者や自分の身を守るという意味でも大変重要です。

兵庫県教育委員会は、「わたしも あなたも 大切に 一知ってほしい『デート DV』(教師用手引)」を平成 19(2007)年に作成し、「指導にあたっての配慮事項」として、「DV 防止に向けた教育は、中学・高校生に限らず、小学生にも発達段階に応じて学校の教育活動全体を通じて、総合的にバランスよく指導することが大切である」(兵庫県教育委員会 2007, 1)と明記しています。さらに、現在では、同教育委員会の HP 上に、「児童・生徒用 人権教育パン

フレット」、「中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット」として、「学校保管用」、「生徒配布用」、「保護者配布用」等をPDF資料として掲載し、DV防止および性暴力防止（セクシュアル・ハラスメント等）に関わる教育を促しています。これらの資料を有効活用し、子どもたちの身の安全の確保に努めていただければと思います。【同和・人権推進課】【学校指導課】

参考文献

兵庫県教育委員会(2007)「児童・生徒用人権教育パンフレット『わたしも あなたも 大切に～知ってほしい[デートDV]～(教師用手引)』」<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/dvbousi-pamph/tebiki.pdf> 2019年11月2日アクセス。

兵庫県教育委員会(2007)「児童・生徒用人権教育パンフレット」<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/kodomo-panph.html> 2019年11月2日アクセス。

兵庫県教育委員会(2010)「中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット」<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/dvbousi-pamph/index.html> 2019年11月2日アクセス。

[ハラスメント防止啓発]

女性・児童センターが、市民対象にハラスメントに関する講座を実施し、ほぼ満席(定員 50 名に対し 49 名の申し込み者および参加者)に達するほど好評を得ました。その背景には行政などと連携し、企業に講座開催に関する案内を配布したことが功を奏したと考えられます。講座や研修などが企画されても、市民が情報を得ることができない、いわゆる「情報へのアクセス問題」がしばしば問題視される中、このような地道な努力があるからこそ、市民は有益な講座や研修にたどり着けます。今後もぜひそのような努力を続けていただきたいと思います。

一方で、セクシュアル・ハラスメントに限らず、ハラスメントについては、加害者本人に誰が、どのようにその事実を伝え、自覚させ、対処するかなど、難しい点が多々あります。そのために、ハラスメントが長引き、被害が長引き、深刻化するケースも少なくありません。さらには、対応の仕方によっては、被害者をさらに苦しめる「二次被害」の問題が起りかねません。例えば、庁内でハラスメントが実際に起った場合に「ケース・バイ・ケース」で対応せざるを得ない点もあると思いますが、マニュアル化できるところはして、早期解決と二次被害防止に努めていただきたいと思います。同時に、このような問題点と対処法についても、広く啓発し、ハラスメントの深刻化を予防していただきたいと思います。

【同和・人権推進課（女性・児童センター）】【人事課】【研修厚生課】

[子どもの虐待について]

子どもの虐待は伊丹市でも年々通報が多くなっているそうです。平成 30(2018)年度は 601 件の新規の虐待の通報がありました。これは警察、学校関係、一般市民の通報をすべて合わせた件数です。通報を受けてから、原則 48 時間以内にケースワーカーと家庭児童相談員の 2 名が家庭に出向き、子どもに事情を聴いたうえで親と面談をします。現状、人手が足りず、課の全員が面談で出払っているときもあるようです。(その場合は、川西こども家庭センター・児童相談所につながります。)

身体的な虐待だけではなく、心理的虐待(怒鳴ること、夫婦喧嘩の目撃)など、以前は虐待と認識されなかったケースも、広く虐待であることが周知され、通報件数は今後も増えると思われる。

通報の件数に対して、面談は継続してフォローしていかなければならないのですが、虐待件数が多く、難しいとヒアリングで聞きました。また「虐待に関しての啓発活動も、もっと多く行って予防に力を入れていきたいが、虐待件数の増加により、限られた啓発活動しかできていない状況である。」とのことでした。【こども福祉課】

**【基本目標 7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する→重点
施策 1 を参照**

IV 計画の着実な推進

【基本目標 8】連携と協働により計画を推進する

[市内の連携体制を強化する]

男女共同参画のリーダーやサブリーダーの役割を明確にし、設置に向けて協議されたのは評価できます。平成 31(2019)年度の話になりますが、オンブードが講師を務めさせていただきました男女共同施策推進研修において、男女共同参画や、セクハラやパワハラなどがあった場合の対応も知識がある方が多いと感じました。一方で、研修やヒアリングなどを通して、他の業務に追われ、実務で男女共同参画を取り入れられてない印象ももちました。男女共同参画のリーダーやサブリーダーが実務でも男女共同参画を取り入れてもらえるように、表現ガイドラインなどを活用して常にアンテナを張っていただきたいです。

【同和・人権推進課】

[表現ガイドラインについて]

第 2 期伊丹市男女共同参画計画で男女共同参画社会の形成の促進にむけた取り組みの一環として、表現ガイドラインの見直しをされたとのことでした。今まで職員向けの表現指針だったのを、市民に向けてカラーにしてイラストも多くし、わかりやすい表現の冊子になったことは評価できます。また、表現指針作成の際に、男女共同参画推進委員会で意見を交換し、参加した団体の代表者に固定的性別役割分担意識の啓発を行ったことも評価できます。

表現ガイドラインは、市民の方に男女共同参画を知ってもらうとても良いきっかけづくりになったと思います。さらに、冊子も読んでもらうだけで男女共同参画の視点について知ってもらえるガイドラインのチェックリストは素晴らしいです。イラストデータも市の担当課に連絡すると活用できますし、ホームページにも掲載されて誰でもダウンロードできるようにされたとのことですので、市民にも幅広く知ってもらえるように周知していただきたいです。**【同和・人権推進課】**

〔男女共同参画センター・女性児童センターについて〕

令和 2(2020)年から男女共同参画センターが伊丹商工プラザの 5 階にオープン予定です。それに先立ち、平成 29(2017)年度と平成 30(2018)年度に女性・児童センターの機能移転にかかる説明について説明会を計 47 回、延べ 553 人に説明したのは、丁寧でとても市民に寄り添っていると感じました。地域で慣れ親しんでいた施設を変更するとなれば、反対意見が出るのも当然です。そのような意見に対して「もう男女共同参画センターの移転は決まったことだから」とせずに少しでも理解してもらおうという姿勢は評価できます。

また女性・児童センターでは平成 30(2018)年度は介護離職やセクハラパワハラなどの講座も開催されました。介護離職の講座の参加者は 67 名、セクハラパワハラの講座の参加者は 49 名と多くの方が参加されたとのことで、市民の方々に男女共同参画について考えてもらう、よい講座だったと思います。

平成 30(2018)年 10 月 3 日に伊丹市と厚生労働省兵庫労働局が「雇用対策協定」を締結したとのことでした。平成 29(2017)年度のオンブード報告内の『今年度の調査から（特集）』で特集（1）女性の就業について「事務系のスキルを上げる講座を開催しても、実際就ける仕事がないと意味がありません」と書きました。男女共同参画センターでは就職に関する相談や求人情報を提供されるようですので、講座を受けた方がさらに仕事にもつながるように上手にハローワークを活用してもらい、さらなる女性の活躍の場の提供を期待します。

【同和・人権推進課】【同和・人権推進課(女性・児童センター)】

〔SNS について（効果的な SNS の活用について）〕

今回のヒアリングで「チャレンジ相談を知らない人もいるので、周知に力を入れたい」（同和・人権推進課）、ひとり親世帯の相談事業で「離婚後の手当の周知が十分にできていない」（こども福祉課）、「ととりば」に関して「休日に子どもと出かける場所として広く認知・定着するよう、周知をおこなう必要がある」との声がありました。平成 30(2018)年度分計画施策別事業報告の中でも、複数課において市の情報を知ってほしいが市民に行き届いていない現状があります。平成 30(2018)年の台風 21 号の伊丹市が災害に遭ったときに、伊丹市のホームページのトップが災害の情報提供に切り替わり、SNS でシェアしてくれたこともとてもわかりやすかったです。しかし、正確な情報の提供をしても、それに市民が気付かなければ意味がありません。ですので、各課が上手く SNS を利用して情報提供すると、平日市役所などに行けない方などにも情報が届きやすくなるのではないのでしょうか。

【広報課】【危機管理室】【同和・人権推進課】【こども福祉課】【子育て支援課】

調査を終えて

今回の調査で、伊丹市役所および関連機関は、このような社会変化を鑑み、限りある財源、資源、人材をフルに活用し、市民のニーズに応じておられる（あるいは応えようとされている）ことがよくわかりました。オンブード活動を通じてでしか知り得ないような職員の方々のご苦勞や工夫も目の当たりにし、本当に頭が下がる思いでした。ただ一方で、（１）家事、育児、仕事、介護等で時間のやりくりが難しい女性にさらにもう一步寄り添って、行事の日時や場所を工夫してもらえないかと思わざるを得ないケース、（２）介護関係の担当者の手が足りず、市民に負担がかかってしまっているケース、（３）市役所と関連機関の連携が十分とは思えないケースなどもありました。これらの点を中心に、今後もぜひ伊丹市民のために尽力いただければありがたく存じます。

令和元(2019)年 11 月 12 日

中田亜紀子、西尾亜希子、星野郁子

【 発 行 】

伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権推進課

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL : 072-784-8146

FAX : 072-780-3519

E-mail : dowajinken@city.itami.lg.jp